

(市独自)高等学校就学支援事業のお知らせ

豊後高田市では、国の高等学校等就学支援事業の不認定者（世帯の年収基準を超えており、授業料を支払っている方）を対象に市独自で授業料の助成をします。

支給対象・手続き方法について(フローチャート)

【支給対象者】

下記①、②のいずれかに該当する生徒

- ①大分県立高田高等学校に在籍している
- ②豊後高田市内に住所を有し、市外の高校等に在籍している



【申請者】

下記①、②のいずれかに該当する保護者

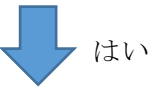
- ①国の高等学校等就学支援事業の申請後、大分県教育委員会から不認定の通知がある
- ②世帯の年収が約 910 万円以上である（両親、子ども 2 人の場合）

支給対象外です
申請できません。



申請者（保護者）は、令和 6 年 1 月 1 日現在、豊後高田市に住所を有している。

支給対象外です
申請できません。



オンラインで
申請できます。

オンラインで申請できます。

ただし、「課税標準額」及び「課税控除額」が確認できる「所得・課税証明書(詳細)」必ず添付してください。

- ※証明書は、R6.1.1 現在の居住地の税務課で発行。
- ※両親の場合は、父と母それぞれの証明書が必要です。